

🍀 まずははじめてみよう

- ☐ 相手より先に、自分から「おはよう」「こんにちは」と、気軽にあいさつしよう
- ☐ 感謝の気持ちを伝えよう
- ☐ 人の話に耳を傾けよう
- ☐ ものを大切にしよう
- ☐ 自分の良いところや相手の良いところを見つけよう
- ☐ 自分の意見や気持ちを相手にしっかり伝えよう
- ☐ 困ったときは家族や友だち、先生、地域の大人に相談しよう

🚶 すす 進んでしてみよう

- ☐ 友だちや周囲の人と仲良くしよう
- ☐ 一人ぼっちの子がいたら声をかけよう
- ☐ 相手の立場で考えたり、振りかえったりしてみよう
- ☐ 地域の行事やボランティア活動に、積極的に参加しよう
- ☐ 夢や目標をもっているいろいろな事にチャレンジしてみよう
- ☐ 交通ルールや公共の場でのマナーを守ろう
- ☐ 高齢者や体の不自由な方をはじめ、誰にでもやさしく接しよう

🚫 ぜったい 絶対にやめよう

- ☐ いじめ、悪口など、相手が嫌な気持ちになるような事は絶対にやめよう
 - ☐ SNSを利用するときは、自分や他人の個人情報を絶対に載せないようにしよう
- ※ いじめやSNSでの投稿は、犯罪や人の命に関わってことがあります
- ☐ 落書きやごみのポイ捨てはやめよう

〈発行元・問合せ先〉

立川市子ども家庭部子ども育成課
TEL 042-523-2111（内線1306）
mail : kodomoikusei@city.tachikawa.lg.jp

立川市青少年健全育成
市民行動方針に関する
情報は、右の2次元コ
ードから見ることで
きます



令和8年度 立川市青少年健全育成市民行動方針

地域と家庭と学校がつながろう 未来をつくる たちかわっ子のために

た すけあい
ち えをだしあい
か つどうし
わ になって
つ よいきずなで
子 そだてしよう

未来をつくる子どもたちが家庭や学校、地域のぬくもりのなかで健やかに成長し、意欲と自信をもって社会へ巣立っていくことは、大人たちの願いです。

♡ たすけあい ちえをだしあい かつどうし わ になって つよいきずなで 子そだて することが大切です。

そのためには、地域・学校・家庭それぞれが持ちうる力をあわせて、子どもたちを育てていくための環境づくりが必要です。
大人一人ひとりが担い手となり、子どもといっしょに『青少年健全育成市民行動方針』を実践していきましょう！

☑ また、この方針について大人同士で確認し合ったり、子どもと話し合ったり、自己チェックをしてみるなど、日ごろの実践に生かしていきましょう！



🏠 親子いっしょに取り組もう ～子どもとのふれあいが大切です～

🌸 乳児期から愛情をもって子育てしよう

- ☐ 子育てを抱え込まず、困ったときは、誰かに話そう、相談しよう
- ☐ 家族や周囲の人は、積極的に子育てをサポートしよう
- ☐ 一人ひとりが違って当たり前。あたたかく見守ろう
- ☐ 小さなことでも子どもの良いところを見つけ、認めよう
- ☐ 子どもを「いいね」とほめよう、タイミングよく叱ろう
- ☐ 家族で過ごす時間を増やそう。一緒に食事をしよう



👨‍👩‍👧 子どもとふれ合い、正面からみつめよう

- ☐ 子どもの話に耳を傾け、子どもの目線で会話しよう
- ☐ 外遊びの機会をつくり、子どもと一緒に身体を動かそう
- ☐ 家族で「おはよう」「おやすみなさい」「ありがとう」のあいさつをしよう
- ☐ 子ども一人ひとりの個性を大切にし、頑張っている姿を応援しよう
- ☐ 「いのち」の大切さについて、話し合う機会をもとう
- ☐ 子どもの成長の過程としっかり向き合おう
- ☐ 子どもを一人の人として尊重しよう
- ☐ 子どもが尊敬できる大人である意識をもとう



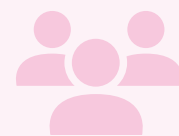
🕒 生活習慣を見直そう

- ☐ 規則正しい食事、生活を心がけよう
- ☐ 家庭でのネット・テレビ・ゲームの使用時間やルールを決めよう
- ☐ 年齢や成長に応じた「SNS家庭ルール」を相談して決めよう
- ☐ 有害な情報から子どもを守ろう



👥 社会性を育てよう

- ☐ 学校、地域や社会のできごとを話そう
- ☐ 地域の行事にいっしょに参加してみよう
- ☐ ルールやマナーを守ろう
- ☐ 人に対して思いやりをもとう



👨‍👩‍👧 知って、守ろう！子どもの権利

「子どもの権利条約」は、平成元（1989）年に国連総会で採択され、日本も平成6（1994）年に批准しました。この条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。子どもも大人もすべての人に正しく知ってもらうことが大切です。

🚫 差別の禁止
差別のないこと

★ 子どもの最善の利益
子どもにとって最もよいこと

💓 生命、生存及び発達に対する権利
命を守られ成長できること

🗣️ 子どもの意見の尊重
子どもが意味のある参加ができること

🏘️ 地域で助け合い、きずなを深めて育てよう ～子どもは地域の希望です～

🗣️ 子どもと接する機会をもとう

- ☐ 登下校時など、進んであいさつや声かけをし、地域の子と顔見知りになろう
- ☐ 子どもにとって「心が通う」「楽しい」と感じる居場所づくりをすすめよう
- ☐ 子どもの問題行動には、その行動の理由を聴きながらダメなものは「ダメ」と叱ろう
- ☐ 家庭・学校・地域が協力して安全・安心な地域をつくろう
- ☐ 子育てに不安を感じている人に、声をかけ、あたたかく見守ろう
- ☐ どの子にも優しい心で接しよう
- ☐ 思いきって子どもにまかせてみよう

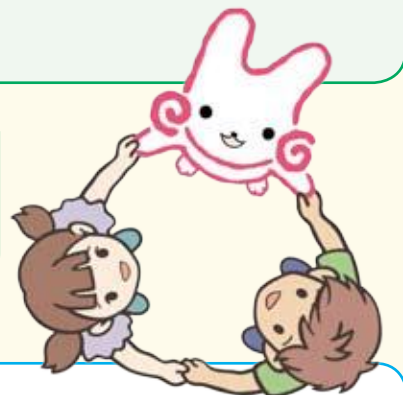


👥 地域に参加しよう

- ☐ 異年齢の子どもたちと交流できる魅力的な活動・経験の場をつくろう
- ☐ 自治会、子ども会などの地域行事、ボランティア活動に家族で参加しよう
- ☐ 近所づきあいなど、地域のつながりを深め、顔見知りを増やそう

🛡️ 子どもを守ろう

- ☐ 有害な看板撤去、パトロールなどで環境浄化をすすめよう
- ☐ 「喫煙・飲酒はさせない」「薬物乱用は絶対許さない」を地域で徹底しよう



📖 こども基本法を知っていますか？

令和5(2023)年4月1日に施行された「こども基本法」では、すべての子どもや若者が将来にわたって、しあわせな生活を送ることができる社会の実現を目指して、6つの基本理念をかかげています。「青少年健全育成市民行動方針」を実践していくうえでとても大切です。多くの大人、子どもが内容を理解できるように、ぜひ広めていきましょう。

《6つの基本理念》

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

※子どもの権利条約、こども基本法の詳細は裏表紙の2次元コードから見るすることができます。